



令和3年度実施分

行政提案型協働事業 応募の手引き



募集期間 令和2年8月3日（月）～9月4日（金）

「行政提案型協働事業」は、行政が示す事業テーマについて、**市民活動団体が事業の企画提案**を行い、両者が協働で事業を実施する制度です。小田原市では、次の企画提案を募集します。皆様のご応募をお待ちしています！

事業テーマ（令和3年度実施分）

詳しくは、2ページ目をご覧ください。

「市民活動団体と行政の協働」に関する研修会の開催

※今後、予算審査があるため、実施が確定している事業ではありません。

◆ 応募方法 郵送不可・直接持参

書類の内容を確認しますので、事前予約の上、上記の募集期間中にご持参ください。

提出先：小田原市役所地域政策課（5階 赤通路・電話 0465-33-1458）

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

◆ 応募に必要な書類 様式は、小田原市のホームページからダウンロードできます。

- (1) 小田原市行政提案型協働事業 企画提案申請書〔様式あり〕
- (2) 小田原市行政提案型協働事業 企画提案収支予算書〔様式あり〕
- (3) 行政提案型協働事業 第三者の事業協力に関する確認書〔様式あり〕
- (4) その他 活動内容を紹介する会報やチラシ等を任意で提出可。ただしA4両面を4枚まで

※小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録がお済みでない団体は、あわせて以下の書類を提出してください。

- ①市民活動団体登録申請書〔様式あり〕
- ②規約、会則又は定款（目的、名称、市民活動の内容、事務所等の所在地、役員・会員に関する事項、会計に関する事項、その他運営に関する事項について記載されている必要があります。）
- ③役員名簿（氏名及び住所又は居所を記載。3人以上の役員を有している必要があります。）
- ④会員名簿

※小田原市ホームページ

小田原市トップページ「暮らし」をクリック → 市民活動・地域運営の「市民活動」をクリック
→ 「小田原市行政提案型協働事業（令和3年度実施分）の企画提案募集」をクリック

問い合わせ先 小田原市市民部地域政策課

住所: 小田原市荻窪 300 番地 電話: 0465-33-1458 FAX: 0465-34-3822

E-mail: shimin-k@city.odawara.kanagawa.jp

◆ 小田原市行政提案型協働事業（令和3年度実施分）概要

| | |
|---------------|--|
| 事業テーマ名 | 「市民活動団体と行政の協働」に関する研修会の開催 |
| 事業の目的 | 市民活動団体と行政における協働の促進 <ul style="list-style-type: none"> 市職員や市民活動団体への意識啓発 市職員と市民活動団体の交流 |
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 応募団体と市と一緒に、研修会を企画運営する。 研修会の受講者は、市職員や市民活動団体とする。 研修会の内容は、市民活動団体と行政の協働促進に関するものとする。例えば、2日間の研修とし、1日目は市民活動団体の活動を市職員が体験する、2日目は講師を招いて講義とワークショップを行う、といった内容が考えられる。 |
| 事業の現状及び課題 | <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度以降、市職員を対象として協働研修を開催し、市民との協働に向けた意識付けを行っているが、平成30年度以降、行政提案型協働事業は実施されていない。 市民活動団体と市職員と一緒に、協働について学んだり話したりする機会がない。 |
| 市民活動団体に期待する役割 | <ul style="list-style-type: none"> 研修会の企画（市民活動団体側の視点からの参画） 研修会の運営（体験学習の調整、当日の進行など） |
| 市の役割（案） | <ul style="list-style-type: none"> 研修会の企画（行政側の視点からの参画） 研修会の運営（会場の確保、周知など） 経費の負担 |
| 事業費（案） | 60,000円 |
| 事業期間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |
| 担当課名（電話） | 地域政策課（Tel 0465-33-1458） |

◆ 応募にあたって

本市では、市民活動団体と行政のよりよい協働を目指して、協働の基本的な考え方や協働事業を実施する際の実践的な手法などを取りまとめた「協働事業のガイドライン」を発行しています。

行政提案型協働事業に応募されるにあたり、事前にご覧ください。

※「協働事業のガイドライン」は、市ホームページからダウンロードできます。

小田原市トップページ「暮らし」をクリック → 市民活動・地域運営の「市民活動」をクリック
 → 「協働事業のガイドライン」をクリック

◆ 事業スケジュール

| | | |
|------|---------------------|---|
| 令和2年 | 8月3日（月） ～9月4日（金） | 市が事業テーマを提示 市民活動団体から事業の企画提案を公募 |
| | 10月8日（木） | 公開プレゼンテーション・審査 審査の結果、実施に向けて検討する事業（採択事業）を認定 |
| | 10月中旬～ | 採択事業の提案団体と事業所管課による事業の実施に向けた役割 分担や事業費等の協議 |
| 令和3年 | 3月下旬 | 市議会での予算の議決により事業実施を決定 |
| | 4月～ | 協定等の締結及び事業開始（10月頃に中間報告） |
| 令和4年 | 4月 | 実施報告書提出（6月頃に事業報告会） |

◆ 対象団体

事業の企画提案ができる団体は、次に掲げる要件のすべてを満たす市民活動団体とします。

- (1) 原則として市民活動を行っている区域が小田原市内にあること。
- (2) 原則として応募時において1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがあること。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 市その他の行政機関が構成団体等に参加していないこと。
- (5) 小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録をしていること。
⇒登録は随時受付しています。登録に必要な書類は、1ページ目をご覧ください。
- (6) 予算及び決算の管理が適正に行われていること。
- (7) 事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができること。

※ 自治会・老人会・子ども会・PTAなどの団体は対象となりません。

「市民活動団体」とは

小田原市市民活動推進条例第2条第1項において定義する「市民活動」を行う団体のことです。

【参考】（「小田原市市民活動推進条例」より抜粋）

第2条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

◆ 審査方法

企画提案申請書及び公開プレゼンテーションの内容を総合的に評価して、実施に向けて検討する事業を選考します。審査は、小田原市市民活動推進委員会（市の諮問機関）の部会で行われます。

◆ 公開プレゼンテーション（10月8日） 必ずご出席ください。

事業の企画提案を公開プレゼンテーション形式で説明していただきます。発表時間は7分程度を予定しています。後日、プレゼンテーション用の資料作成についてご案内します。

◆ **選考の視点** 実施に向けて検討する事業は、以下の視点に基づき選考します。

| | |
|----------|---|
| 提案内容の妥当性 | 公益性が高く、解決の求められている課題であるか |
| 事業の実現性 | 事業の実施手法・実施体制・実施スケジュールは適切か |
| 費用の妥当性 | 費用は適切に算出されているか 予算と事業成果の費用対効果は十分に見込めるか |
| 相乗効果 | 協働による相乗効果が期待できるか |
| 役割分担 | 市との役割分担は適切であり、それぞれの特性を活かした役割分担であるか |
| 団体の実施能力 | 事業の実施にあたり、提案団体が必要な資質を有しているか |
| 事業の発展性 | 協働により市民サービス・事業効率は向上するか 事業の継続性や発展性が期待できるか |

◆ **事業報告及び事業評価**

事業実施の翌年度（令和4年度）に報告書や自己評価を提出していただく他、事業報告会に参加していただきます。

事業の実施結果について、小田原市市民活動推進委員会が評価を行います。

◆ **情報公開、情報提供及び個人情報の取り扱い**

提出された申請書類・報告書類・添付書類（写真等を含む）の内容や審査の結果等については、市のホームページ等で公表する予定です。この他、行政提案型協働事業の事務や市民活動団体の支援を目的として、市の関係部署やおだわら市民交流センターUMECO（市が指定する指定管理者）にこれらの情報を提供することがあります。

公表や情報提供については、申請団体の責任において、事前に関係者の同意を得てください。

なお、公表や情報提供に当たっては、小田原市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

◆ **留意事項**

- ・事業実施は令和3年度を予定しておりますが、今後、予算審査等があるため、実施が確定しているものではありません。
- ・行政提案型協働事業は、年度ごとに審査・選考が行われます。

◆ **その他**

- ・応募に必要な書類の様式をホームページからダウンロードできない場合は、様式を郵送でお送りしますので、地域政策課にご連絡ください。
- ・小田原市には「行政提案型協働事業」以外に、「市民提案型協働事業」や「市民活動応援補助金」という制度があります。興味がある方は、地域政策課にお問い合わせください。